

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）

【現改比較表】 2021年10月1日現在

～2021年9月30日	2021年10月1日～										
<p>目次（略）</p> <p>第1条～別記16(略)</p> <p>17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;"><u>区分</u></th> <th style="text-align: center;"><u>電気通信サービス</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>グループ1-A</u></td> <td style="text-align: center;"><u>株式会社NTTドコモの提供する電気通信サービス（グループ1-Dに区分されるものを除いた</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>グループ1-B</u></td> <td style="text-align: center;"><u>KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>グループ1-D</u></td> <td style="text-align: center;"><u>株式会社NTTドコモのFOMAサービス（FOMAサービスに係るワンナンバー機能を利</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>電気通信サービス</u>	<u>グループ1-A</u>	<u>株式会社NTTドコモの提供する電気通信サービス（グループ1-Dに区分されるものを除いた</u>	<u>グループ1-B</u>	<u>KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の</u>	<u>グループ1-D</u>	<u>株式会社NTTドコモのFOMAサービス（FOMAサービスに係るワンナンバー機能を利</u>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～別記16(略)</p> <p>17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>電気通信サービス</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の提供する電気通信サービス（無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に限ります。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>電気通信サービス</u>	<u>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の提供する電気通信サービス（無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に限ります。）</u>
<u>区分</u>	<u>電気通信サービス</u>										
<u>グループ1-A</u>	<u>株式会社NTTドコモの提供する電気通信サービス（グループ1-Dに区分されるものを除いた</u>										
<u>グループ1-B</u>	<u>KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の</u>										
<u>グループ1-D</u>	<u>株式会社NTTドコモのFOMAサービス（FOMAサービスに係るワンナンバー機能を利</u>										
<u>電気通信サービス</u>											
<u>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の提供する電気通信サービス（無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に限ります。）</u>											

18 I P電話事業者の電気通信番号

区分	使用される電気通信番号
グループ2-A	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号において グループ2-A に定める番号
グループ2-B	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号において グループ2-B に定める番号
グループ2-C	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号において グループ2-C に定める番号

19～21(略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用(略)

2 料金額

2-1～2-2(略)

18 I P電話事業者の電気通信番号

区分	使用される電気通信番号
グループA	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号において グループA に定める番号
グループB	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号において グループB に定める番号
グループC	契約事業者の特定約款に定める I P 電話事業者の電気通信番号において グループC に定める番号

19～21(略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用(略)

2 料金額

2-1～2-2(略)

2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
ユニバーサルサービス料	1 <u>契約者回線番号</u> ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付与した額)

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ(<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
電話リレーサービス料	1 <u>契約者回線番号</u> ごとに	1円(1.1円)

2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
ユニバーサルサービス料	1 <u>電気通信番号</u> ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を付与した額)

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ(<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
電話リレーサービス料	1 <u>電気通信番号</u> ごとに	1円(1.1円)

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>))に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

第2 通信料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (略)

(2) 移動体通信に係るもの

料金種別		単位		料金額
グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	メニュー1	1分までごとに		16円 (税込価格 17.6円)
	メニュー2及びメニュー3	1分までごとに		16円 (税込価格 17.6円)
グループ1-Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通	メニュー1	1分までごとに	東日本エリア	17.5円 (税込価格 19.25円)
			西日本エリア	18円 (税込価格 19.8円)

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>))に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

第2 通信料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (略)

(2) 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

<u>信</u>	<u>メニュー 2</u> <u>及びメニュー</u> <u>3 に係る</u> <u>もの</u>	<u>1分までごとに</u>	<u>16 円</u> <u>(税込価格 17.6 円)</u>	
<u>グループ 1 - D に区分される</u> <u>電気通信サービスに係る電気</u> <u>通信設備との通信</u>	<u>メニュー 1</u> <u>に係るもの</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>10.8 円</u> <u>(税込価格</u> <u>11.88 円)</u>	
	<u>メニュー 2</u> <u>及びメニュー</u> <u>3 に係る</u> <u>もの</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>10.5 円</u> <u>(税 込 価 格</u> <u>11.55 円)</u>	

(3) IP電話通信に係るもの

料金種別		単位	料金額
グループ <u>2-A</u> に区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに	10.4円 (税込価格 11.44円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
グループ <u>2-B</u> に区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
グループ <u>2-C</u> に区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに	10.8円 (税込価格 11.88円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)

(4)～(5) (略)

(6) 着信課金機能に係る通信料

(3) IP電話通信に係るもの

料金種別		単位	料金額
グループ <u>A</u> に区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに	10.4円 (税込価格 11.44円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
グループ <u>B</u> に区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
グループ <u>C</u> に区分される電気通信番号を用いた通信	メニュー1に係るもの	3分までごとに	10.8円 (税込価格 11.88円)
	メニュー2及びメニュー3に係るもの	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)

(4)～(5) (略)

(6) 着信課金機能に係る通信料

ア (略)

イ 移動体通信に係るもの

料金種別		単位		料金額
移動体 通信	グループ 1 - A に区分 される電気通信サービ スに係る電気通信設備 との通信	1分までごとに		16 円 (税込価格 17.6 円)
	グループ 1 - B に区分 される電気通信サービ スに係る電気通信設備 との通信	1分まで ごとに	東日本 エリア	17.5 円 (税込価格 19.25 円)
			西日本 エリア	18 円 (税込価格 19.8 円)

ウ～エ (略)

2 - 2 (略)

第 3～第 4 (略)

第 2 表～通信料別表 (略)

ア (略)

イ 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16 円 (税込価格 17.6 円)

ウ～エ (略)

2 - 2 (略)

第 3～第 4 (略)

第 2 表～通信料別表 (略)

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附則（令和3年9月21日 A P S 1 第00828628号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。